

中小企業BCP策定支援事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

中小企業BCP策定支援事業委託業務

2 業務目的

東日本大震災以降、熊本や大阪、北海道、石川等、多大な被害をもたらす地震が全国で相次ぎ、当地域でも南海トラフを震源とする巨大地震が今後30年以内に60～90%程度以上の高い確率で発生するとされており(国の地震調査委員会2025年9月26日付発表)、本県における経済被害額は13兆8600億円と試算されている(愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(2014年))。

ものづくり愛知を支える中小企業の災害時の事業継続に対する対策が急務となっているが、県内企業のBCP(事業継続計画)策定率は13.7%(県産業政策課「2025年1-3月期中小企業景況調査(トピックス調査)」)に留まっている。

県では、中小企業向けBCP策定のひな形として「あいちBCPモデル」を作成・公表するとともに、関連セミナーの開催等を通じて普及啓発に努めてきたが、「スキル・ノウハウ不足」や「マンパワー不足」を未策定の理由に挙げる企業が多い。

そこで、こうした県内のBCP未策定の中小・小規模企業を対象に、新たにBCP策定に係る伴走型の事業を行うことにより、着実に本県の中小企業におけるBCP策定率を向上させる。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)までとする。

4 委託業務内容

(1) 経営者向け普及啓発セミナーの開催

BCP策定の重要性を訴えるため、商工会議所等と連携し、主として経営者等を対象とするセミナーを開催する。また、セミナー内容の性質に応じて、商工会・商工会議所の経営指導員も対象に含めることができるものとする。

1) 実施方法の立案

本事業目的を達成するため効果的な開催方法・計画を立案し、提案すること。

2) セミナーの開催

① セミナー開催数

4回以上

ただし、内2回は県内商工会議所(あるいは商工会)と連携して開催すること。

なお、協力する商工会議所等については、県と協議の上で決定すること。

② 開催方法

リアル開催とオンライン開催を併用したハイブリッド方式での開催とする等、多くの聴講希望者の参加が可能となるよう工夫すること。

3) セミナー会場の確保

セミナーで使用する会場を確保すること。

(2) B C P策定伴走支援

セミナー等を通じてB C P策定希望のあった中小企業等へ専門家が出向き、策定までを一貫で支援する。

1) 実施方法の立案

本事業目的を達成するため効果的な実施方法・計画を立案し、提案すること。

2) 伴走支援

① 伴走支援企業 目標 50 社

県内に本社あるいは事業所を置く中小・小規模企業を対象とすること。ただし、必要に応じて、商工会・商工会議所等も対象とできるものとする。また、B C Pを策定することに意欲があり、策定まで確実に実行できる企業を選定すること。なお、伴走支援対象とする企業については、県と協議の上で選定すること。

② 伴走支援で策定するB C P

原則として「あいちB C Pモデル^{*1}」を活用したB C P及び「事業継続力強化計画^{*2}」とすること。なお、完成したB C Pは県に提出すること。

※1 あいちB C Pモデル

2008年に県が中小企業向けに、より積極的にB C Pの策定に取り組んでもらうことを目的として公表したB C Pのひな形。

(参照先URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/aichi-bcp.html>)

※2 事業継続力強化計画 (通称: ジギョケイ)

国(経済産業省)が創設した認定制度。中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の取り組みを開始するために必要な項目を盛り込んだもので、中小企業のための簡易なB C Pと位置づけられている。

当計画の認定を経済産業大臣から受けると、税制措置や金融支援、国の補助金の加点措置などの支援策が受けられる。

(参照先URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>)

③ 伴走支援回数

伴走支援企業1社あたり5回

なお、伴走支援5回の中で、事業継続力強化計画の認定に係る申請まで行うこと。ただし、伴走支援企業の状況によってはこの限りではない。

④ 伴走支援方法

対面形式、オンライン形式のどちらかの方法で行うこと。原則、初回のみ対面で開催すること。

3) 伴走支援参加企業へのヒアリング・アンケート調査の実施

伴走支援終了後、伴走支援参加企業に本事業に関する意見や問題点について、ヒアリングやアンケート調査を行う。ただし、ヒアリング項目やアンケート書式については、事前に県に了承を得ること。

(3) B C P 策定支援事業紹介リーフレットの作成及び送付

本事業及び中小企業向けの B C P 策定支援を行っている機関の取組を紹介するリーフレットを 1,500 部以上作成する。なお、県防災安全局から南海トラフ地震における被害想定が発表された場合には、リーフレットにその内容を盛り込むこと。また、完成したリーフレットは県が指定する各関係機関に送付すること。

(4) あいち B C P モデルのアップデート

県が公表している「あいち B C P モデル」について、南海トラフ地震を主たる想定災害として、事業継続に必要な情報システム・データの保全(バックアップ)に関する記載を加えたアップデート版を作成する。

それに加えて、提案者の専門的見地から、B C P の内容をより実用的にするために改善した方がよいと判断した項目がある場合には、任意で追加・改善案を提案してもよい。ただし、記載内容については県と協議の上で決定すること。

(5) 報告書の作成・完了届の提出

業務終了後、報告書を作成すること。業務完了届(1部)に添付し、提出すること。

5 業務の進め方

- ・委託業務を遂行する上で必要となる経費は、委託料の中から支払う。委託業務を遂行する上での全責任は、受託業者が負うこと。
- ・委託業務の実施にあたって知り得た情報を、本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
- ・受託者は、業務に先立ち、県と打ち合わせを行い、事業実施計画、事業実施スケジュール等を作成し、県の承認を得て業務を実施すること。
- ・受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- ・受託者は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本件業務の一部を第三者に委託したときは、受託者が県に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

- ・適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県と打合せを行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上で対応すること。
- ・受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、県からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、会議に出席すること。

6 成果物の提出

(1) 成果物

報告書 3部

(任意様式、A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。)

(2) その他

- ・報告にあたっては、別途指示する日までに現行案を県に提出し、その内容について十分調整すること。
- ・受託者は、別途県が定める書類（完了届、請求書等）を提出するものとする。

(3) 提出場所

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課（愛知県本庁舎1階）

7 その他注意事項

- ・個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・受託者は、成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果物の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・受託者は事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類等の経理書類を整備し、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。
- ・本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者協議の上、定めるものとする。